

別記

I 訪問看護ステーションへの看護職員入職促進事業

1 目的

医療ニーズの高い中重度の要介護高齢者の在宅生活の継続を支援するため、新たに看護職員を雇用する訪問看護ステーションに助成を行い、訪問看護ステーションの規模拡大を図ることにより、地域における訪問看護供給体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

指定訪問看護ステーション

3 事業内容

訪問看護の経験のない看護職員を新たに雇用して規模拡大を図る訪問看護ステーションに対し、新任職員に対するOJTのために必要な経費を助成する。

(1) 助成の対象

次の①及び②を満たす事業者とする。

①知事が別に定める日以降に、訪問看護ステーションの勤務経験のない看護職員を新たに雇用した訪問看護ステーションであること。

②予めOJT実施計画書を作成し、雇用の日から90日以内において、当該ステーションの勤務経験1年以上の看護職員が、当該ステーションの利用者の居宅において、新任職員に対するOJTを実施すること。

(2) 助成の対象期間

雇用の日から90日以内とする。

(3) 助成の額

助成は、1日8千円、1事業所当たり480千円を上限とする。

II 看護学生の訪問看護ステーション体験事業

1 目的

慢性的に人材不足となっている訪問看護ステーションにおいて、人材確保の手段のひとつとして新卒者の就業受入を開始していることから、看護学生に訪問看護ステーションの職場体験をしてもらうことで、在宅看護に興味を持ってもらい、就職先選定の際の選択肢となり得る環境整備を行う。

2 実施主体

一般社団法人岡山県訪問看護ステーション連絡協議会（以下「実施主体」という。）

3 事業内容

実施主体は、看護学生が訪問看護ステーションにおける職場体験を通じて、訪問看護ステーションへの就労意欲を促進する事業を実施する。

(1) 受入施設

看護学生が訪問看護を職場体験する受入施設は、県内の訪問看護ステーション事業所の中から実施主体が選定する。

(2) 実施期間

本事業に係る交付決定の日から年度末までとする。

(3) 実施方法

訪問看護の仕事に関心を有する看護学生を訪問看護ステーション事業所で受け入れ、職場体験を実施する。

ア 実施主体は、県内の看護師養成機関（以下「養成機関」という。）と連携し、訪問看護に関心を有する看護学生を募集する。

イ 実施主体は、応募した看護学生や養成機関の希望を勘案した上で、職場体験を実施する受入訪問看護ステーション事業所（以下「受入事業所」という。）とのマッチングを行う。

ウ 実施主体は、看護学生に対し、事前に教材を配布する等の事前学習を促し、より効果的な職場体験となるよう工夫する。

エ 職場体験は原則1日とする。

オ 看護学生に対し、アンケート調査等を実施して、職場体験事前事後の意識変化等の事業評価を行う。